雨竜町からのお知らせ　物価高騰対策支援事業

期間延長決定　支援期間を「令和9年3月検針分」まで延長しました！

水道の基本料金 計12か月分（1年間） を 0円 にします

雨竜町では、物価高騰の影響を受けている町民や事業者の皆さまの負担を軽減するため、
国の「重点支援地方交付金」を活用し、水道料金の基本料金免除期間を延長いたします。

★ 本事業に関するお申込み・申請手続きは一切不要です！ ★

免除の対象期間（変更内容）

2か月分延長！

当初の予定
令和8年4月検針分 ～ 令和9年1月検針分
（計10か月分）

▶

延長決定
新しく決定した免除期間
令和8年4月検針分 ～ 令和9年3月検針分
計 12 か月分（丸ごと1年間免除）

※実際の水道ご使用月としては「令和8年3月使用分 ～ 令和9年2月使用分」が対象となります。

● 対象となる方

雨竜町内の 一般家庭・事業所等 の給水契約者

● 対象外となるもの：
臨時給水、国・道・町の官公庁等

● 免除される料金の範囲

免除されるのは「基本料金のみ」です
水道料金のうち、基本料金分が0円となります。

※超過料金 および 下水道使用料は免除の対象外（通常通りご請求）です。

例 請求金額が「0円」になるケース

【一般家庭】使用水量 8m³ 以下の場合
→ 基本料金のみとなるため、水道料金は0円！

【事業用】使用水量 16m³ 以下の場合
→ 基本料金のみとなるため、水道料金は0円！

! 検針票の表示について

対象期間中（令和8年4月～令和9年3月検針分）の検針票には、あらかじめ水道料金の基本料金分を差し引いた金額が表示されます。
なお、令和9年4月検針分からは通常の検針票の表示に戻ります。

お問い合わせ先
雨竜町役場 産業建設課 建設管理担当
※本事業は、水道事業者である西空知広域水道企業団の協力により雨竜町が実施するものです。

建設管理担当 直通
0125-77-2214
受付 9:00～17:00（土日祝除く）